

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請 願 の 要 旨	紹介議員	付 託 委員会	審 査 結 果
1	29. 5. 26	『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正に関する請願	<p>【請願の要旨】</p> <p>政府が今国会に提出した「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案」は、衆議院において可決され、今後、参議院で審議がされる予定である。</p> <p>この「テロ等準備罪」は、衆議院での審議によって、市民の日常生活を委縮させるおそれがあるなど、さまざまな問題点が指摘された。</p> <p>「テロ等準備罪」は、「共謀罪」とも言われるように、特定の犯罪の実行を「二人以上で計画した」という犯罪実行以前の謀議の段階で刑罰を科するというものである。</p> <p>そもそも、現行刑法は、刑罰が人の生命・自由・財産をはく奪する過酷な制裁であることから、犯罪を実行した既遂犯或は未遂犯を処罰し、謀議や準備段階では原則として処罰の対象としていない。また、「テロ等準備罪」対象となる犯罪は 277 にもなり、すべて「テロ対策」を目的としたものと説明されているが、森林窃盗、即ち「キノコを採ること」までもが処罰されるのかという質問がなされたように、277 の犯罪の中にはおよそテロとは関係のない行為までもが多数含まれている。したがって、「テロ等準備罪」は、現行刑法の</p>	牧田 正樹 上野 公悦 橋本 正幸 橋爪 法一 平良木哲也	総 務	不採択

		<p>基本原理と矛盾し、一般市民の日常生活を過度に委縮させるおそれがある。</p> <p>また、「テロ等準備罪」は話合いを処罰の対象にするものであり、私たちの日常会話や電話、メール、SNS上のメッセージすべてが捜査の対象となる。そのため、捜査機関が犯罪摘発に熱心なあまり、市民の会話の様子を録音・録画したり、メールや電子データを収集するなどして日常生活に過度に介入したりすることをはじめ、捜査機関が市民に対して密告を奨励すること、結果として市民が市民を監視するという事など、およそ現代の市民社会とは相容れない事態が懸念される。</p> <p>政府は、「一般市民が捜査の対象となることはない」と説明しているが、「組織的犯罪集団」の定義はあいまいであり、証拠収集方法に何の制限もない状況では、一般市民が捜査の対象になるのではないかと懸念が残ったままである。</p> <p>以上のことから、貴議会におかれては、信頼関係に基づいた市民社会を持続させる観点で、次の事項につき御高配くださるよう請願する。</p> <p>【請願事項】</p> <p>参議院議長並びに政府に対し、「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案」については、慎重審議を行うよう、意見書を提出すること。</p>			
--	--	---	--	--	--